

議案第34号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア中「第22条の2第7項」を「第22条の2の2第9項」に改め、同号ア(ア)中「第22条の2第5項第1号」を「第22条の2第3項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,212円（基準額に100分の45を乗じて得た額）とする。

第13条第3項中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

付則第8条第1項第1号中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1号アの改正規定は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用する。

(説明) 低所得者に対する保険料率の特例を設けるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法

律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 34,680円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額)</p> <p>ア 老齢福祉年金(令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(イ) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年度分の住民税(令第22条の2第3項第2号に規定</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 34,680円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額)</p> <p>ア 老齢福祉年金(令第22条の2第7項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(イ) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年度分の住民税(令第22条の2第5項第1号に規定</p>

する市町村民税をいう。以下同じ。)が課されていない者(次号ア、第2号の2ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) (現行に同じ。)

イ・ウ (現行に同じ。)

(2)～(13) (現行に同じ。)

2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額

賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,212円(基準額に100分の45を乗じて得た額)とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 賦課期日後に第10条第1項第1号(同号ア(ア)に係る部分を除く。)、第2号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当するに至った第1号被保険者(老齢福祉年金の受給権を有するに至った者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至

する市町村民税をいう。以下同じ。)が課されていない者(次号ア、第2号の2ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) (省略)

イ・ウ (省略)

(2)～(13) (省略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 (省略)

2 (省略)

3 賦課期日後に第10条第1号(同号ア(ア)に係る部分を除く。)、第2号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当するに至った第1号被保険者(老齢福祉年金の受給権を有するに至った者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日

った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号、第2号、第2号の2、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号又は第12号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (現行に同じ。)

付 則

(平成27年度から平成29年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1) 第10条第1項第1号、第2号、第2号の2又は第3号に掲げる者に該当すること。

(2) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同条第1号、第2号、第2号の2、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号又は第12号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (省略)

付 則

(平成27年度から平成29年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1) 第10条第1号、第2号、第2号の2又は第3号に掲げる者に該当すること。

(2) (省略)

2・3 (省略)